

保健について

●学校でけがをしたとき（災害共済給付制度）

区では、児童・生徒の不慮の災害（事故による負傷等）に備えて、「日本スポーツ振興センター」と災害共済給付契約を結んでいます。これにより学校管理下で起こった災害については、その医療費や見舞金の給付を受けることができます。区では、全児童・生徒が加入しており、掛金は全額を区が負担しています。

※医療費の給付を受けられるのは学校管理下の災害のうち、医療費総額 5,000 円（保護者負担 1,500 円）以上の災害についてです。給付される費用は、医療保険各法に基づく保険診療の本人負担分（医療費総額の 3 割）に、療養に伴って要した費用（医療費総額の 1 割）を加算した額です。保険適用外の診療や差額ベッド代、文書料等は対象外となります。

※学校管理下で起こった災害による負傷等で医療機関を受診する場合、子ども医療証、ひとり親家庭医療証等を使用せず、健康保険証のみを使用し、医療機関から請求された医療費を一旦お支払いください。子ども医療証等を使用した場合は、必ず学校に連絡してください。

●病気になったとき（学校感染症と出席停止）

感染症の場合、学校保健安全法に基づいて登校を停止し、他の児童・生徒への感染を防ぎます。
再登校の際は、医療機関記載による証明書の提出が必要です。

【学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間】

感 染 症 の 種 類			出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ		治癒するまで
第二種	季節性インフルエンザ		発症後 5 日経過し、かつ解熱後 2 日経過するまで
	百日咳		特有の咳消失、または 5 日間の抗菌薬療法終了まで
	麻疹（はしか）		解熱後 3 日まで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）		発しん消失まで
	水痘（水ぼうそう）		すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
	＊咽頭結膜熱（プール熱）		主要症状が消退した後 2 日まで
	新型コロナウイルス感染症		有症状の場合、発症後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで 無症状の場合、検体を採取した日から 5 日を経過するまで
	結核		感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、＊流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		感染のおそれがないと認められるまで
第三種 (その他)	一例	感染性胃腸炎	下痢・おう吐から回復し、全身状態が良好になるまで
		マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良好になるまで
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良好になるまで

- 注）1. ＊印の病気の場合、プール入泳については欠席の日から 30 日後より可とされていますが、主治医・学校医と相談をして許可を得てください。（糞便からウイルス排出のおそれが消失するまで）
2. 所定の証明書は、豊島区 HP（子育て・教育・若者＞学校案内＞区立小・中学校＞学校保健）よりダウンロードの上、医療機関にご持参ください。
3. 文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。
4. 季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、登校（園）許可証の提出は不要です。り患した場合には、発症日・受診日・医療機関名・症状の経過等を学校にご連絡ください。
5. 「第三種(その他)」は、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を取る必要があると判断したものに限り、出席停止措置を行うことができます。

給食について

●豊島区の学校給食

学校給食は、児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達、望ましい食習慣の形成を行う役割を担っており、季節の食材を使用した献立、行事に合わせた献立等を提供し、食を通じた教育も行っています。また区立小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費（食材費）は、無償化しています。
※無償化にあたって、保護者の皆様からの申請手続きは不要です。



●食物アレルギーとは

私たちの体には、ウイルスや細菌などの異物が入ってきたときに、これらの外敵から体を守る「免疫」という仕組みが備わっています。この免疫の仕組みが、食べ物や花粉など、私たちの体に害を与えない物質に対しても過剰に反応してしまうのが「アレルギー反応」です。
食物アレルギーは、原因となる食べ物を食べたり触ったりした際に発症し、その症状は、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じます。

●アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、喘鳴（ゼーゼーした呼吸）や呼吸困難などの症状が、複数同時かつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、対応が遅れると生命に関わる重篤な状態であることを意味します。

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを起こすことがあるため、日常生活を送る上で十分な注意が必要です。
食物アレルギーのある子どもについては、学校給食における対応を決定するために、「学校生活管理指導表（主治医記載）」の提出や、学校との個別面談をお願いしています。
子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、ご協力をよろしくお願いします。

●豊島区の学校給食における食物アレルギー対応

①除去食の提供

アレルギー原因物質を除去した給食を提供します。
複雑な調理工程による誤配等の事故を防ぐため、量の多少・調理法に関わらず、原因食材の完全除去（提供するかしないか）を行います。
また、代替食の調理、原因食材ごとに除去した複数の除去食の調理も行いません。除去した結果、献立が成り立たない場合には、弁当持参をお願いすることがあります。

②弁当対応（全部・一部）

完全弁当対応：すべての料理において、弁当持参をお願いします。
一部弁当対応：除去食が困難な料理のみ弁当持参をお願いします。

③詳細な献立表の提供